

令和8年度渋川市スズメバチの巣駆除費補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市民の安全な生活環境の維持を図るため、予算の範囲内においてスズメバチの活動巣の駆除費用の一部を補助します。
内容	<p>駆除業者に委託し活動巣を駆除し、次に掲げる条件を満たす者です。</p> <p>(1) 市内においてスズメバチが営巣している建物又は土地（事業の用に供する建物又は土地を除きます。）を所有し、管理し、又は賃借する個人であって、駆除業者に委託し活動巣を駆除したもの。</p> <p>(2) 同一年度内において、同一の建物又は土地において本要領による補助金を受けていないこと。</p> <p>(3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>【注】対象のスズメバチの種類は別表のとおりです。</p> <p>【注】アパート等の集合住宅に営巣した場合は、賃借者の住居区域ごとに補助するものとします。ただし、通路等の共有場所に営巣した場合を除きます。</p> <p>補助対象経費</p> <p>駆除業者が行った活動巣の駆除に要した経費（駆除を行うために建物の一部を解体する必要が生じた場合の経費及びその復旧に係る経費は除きます。）</p> <p>交付金額</p> <p>補助対象経費の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1万円を限度とします。</p> <p>予算額</p> <p>この補助金の事業全体の補助限度額は、予算に定める額とします。</p> <p>限度に達した時点で受付を終了します。</p>
交付手続等	<p>渋川市スズメバチの巣駆除費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、領収書に記載された領収日から起算して90日以内に申請してください。</p> <p>(1) 駆除に要した費用の領収書（建物等の取壊しを伴う駆除は、活動巣の駆除費用のみがわかる明細が記載してあるもの）</p> <p>(2) 活動巣の駆除前と駆除後の状況写真（屋内にある活動巣で駆除前の写真撮影が困難な場合を除きます。）</p> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真</p>

	正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
交付決定、確定の時期等	申請のあった日から5日以内に交付決定及び確定をします。ただし、3月に申請されたものは、当月内に交付決定及び確定をします。 補助金の交付又は不交付を決定（確定）したときは、渋川市スズメバチの巣駆除費補助金交付（不交付）決定（確定）通知書（様式第2号）により通知します。
請求の方法、支払時期等	渋川市スズメバチの巣駆除費補助金交付請求書（様式第3号）を提出してください。 補助金の交付決定及び補助金額を確定した日から30日以内に支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還	次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 （1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 （1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額
申請書等の様式	渋川市スズメバチの巣駆除費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 渋川市スズメバチの巣駆除費補助金交付（不交付）決定（確定）通知書（様式第2号） 渋川市スズメバチの巣駆除費補助金交付請求書（様式第3号）
取扱担当課	渋川市役所環境課（本庁舎） 電話 0279-22-2114（直通） 0279-22-2111 メールアドレス kankyou@city.shibukawa.gunma.jp